

平16福情答申第1号  
平成16年4月9日

福岡市長  
山崎 広太郎 様  
(都市整備局香椎振興整備事務所商業対策課)

福岡市情報公開審査会  
会長 吉野 正  
(総務企画局総務部情報公開室)

公文書公開請求に係る一部公開決定処分に対する異議申立てについて (答申)

福岡市情報公開条例(平成14年福岡市条例第3号)第20条第2項の規定に基づき、平成15年5月15日付け香振第253号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

#### 記

「平成13年度「香椎駅周辺土地区画整理事業換地設計準備調査業務」委託の契約決定に関する一件書類およびその成果物」の一部公開決定処分に対する異議申立て

## 1 審査会の結論

「平成13年度「香椎駅周辺土地区画整理事業換地設計準備調査業務」委託の契約決定に関する一件書類およびその成果物」（以下「本件対象文書」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が行った一部公開決定処分は、妥当である。

## 2 異議申立ての趣旨及び経過

### (1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成15年2月14日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件対象文書に係る一部公開決定処分の取消しを求めるというものである。

### (2) 異議申立ての経過

ア 平成15年1月22日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市情報公開条例（平成14年福岡市条例第3号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、本件対象文書について公開請求を行った。

イ 平成15年2月14日、実施機関は、本件対象文書については、条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当するとして、条例第11条第1項の規定により一部公開決定（以下「本件決定」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。

ウ 平成15年4月16日、異議申立人は、本件決定について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

## 3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

### (1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書及び平成15年9月22日付け反論意見書において、次のように主張している。

ア 実施機関の本件決定は、条例の趣旨に反し、違法かつ不当な処分である。

イ 国の見解は、土地に関する個人情報プライバシーより公共性の方が優先されると明言している。

ウ 国の行政文書開示決定通知書において、土地所有者名どころか、土地評価調書まで開示しており、実施機関も全部公開すべきである。

### (2) 実施機関の主張

実施機関は、平成15年6月20日付け弁明意見書及び平成16年2月12日の当審査会

第1部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

ア 平成13年度「香椎駅周辺土地区画整理事業換地設計準備調査業務」委託契約に係る委託業務（以下「本件委託業務」という。）は、土地が細分化された特定の街区につき、香椎駅周辺土地区画整理事業（以下「本件事業」という。）の施行に伴う換地により建物の移転が想定されるケースについて、建物の共同化を前提とした換地設計と建物の共同化による再整備のシミュレーションを行ったものである。

イ 本件委託業務の成果物である香椎駅周辺土地区画整理事業換地設計準備調査報告書（以下「本件報告書」という。）は、地権者及び商業者等の街区関係者（以下「地権者等」という。）が建物の共同化を検討する際の参考資料として活用するとともに、検討結果を換地設計に反映させることを予定している。

ウ 本件報告書は、市の一方的な試案又は市内部の検討資料であって、市が対象地区及び地権者等を任意に設定しており、地権者等の意向を反映したものではない。今後、地権者等が主体的に建物の共同化を検討する際に判断材料の一つとして提供することを予定しているものであって、未確定の情報が含まれている。

エ 本件報告書のうち、実施機関が非公開とした部分は、市が任意に設定した対象地区の地権者等に係る個人情報及びシミュレーションとしての建物の共同化に関する計画という未確定の情報であり、条例第7条第1号、第4号及び第5号に該当する。

オ 本件委託業務の契約決定に関する一件書類（以下「本件契約関係書類」という。）には、法人その他の団体に所属する職員の氏名が一部記載されており、これは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第7条第1号に該当する。

#### 4 審査会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審査会は次のとおり判断する。

##### (1) 本件対象文書について

ア 仕様書等によれば、本件委託業務は、土地が細分化された特定の街区における換地処分後の土地の利用について、地権者等による建物の共同化に誘導するための基礎資料を作成するものである。

イ 本件において、異議申立人が公開を請求した公文書は、本件契約関係書類及び本件報告書である。

(2) 条例の趣旨に関する主張について

ア 異議申立人は、異議申立書において「本件決定は、条例の趣旨に反し、違法かつ不当な処分である」と主張するので、当審査会は、当該主張について、実施機関が条例第7条各号に規定する非公開情報の解釈を誤っていると主張するものと解して、本件決定について検討する。

(3) 本件契約関係書類の条例第7条第1号（個人情報）該当性について

ア 条例第7条第1号（以下「第1号」という。）は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるものについては、同号ただし書のアからウまでに掲げる情報を除いて、非公開情報と規定している。

イ 本件契約関係書類のうち、実施機関が第1号に該当するとして非公開としたのは、次の部分である。

- ① 入札書中の代理人の氏名及び印影
- ② 現場説明書中の現場説明会参加者の氏名
- ③ 入札指名通知書中の受信者の氏名
- ④ 業者選定チェックリスト中の業者の担当者の氏名

ウ これらの個人の氏名及び印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであることは明らかであり、第1号本文の個人情報に該当する。

エ また、これらの情報は、法人の代表者等の職務として行った行為に係る情報とは認められないことから、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報（第1号ただし書ア）には該当せず、同号ただし書イ及びウにも該当しない。

オ したがって、実施機関がイの部分について非公開としたことは、妥当である。

(4) 本件報告書の条例第7条第4号（審議、検討又は協議に関する情報）該当性について

ア 条例第7条第4号（以下「第4号」という。）は、市の機関及び国等の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるものについては、非公開情報と規定している。

イ 実施機関は、本件報告書のうち、次の部分について、第4号に該当するとして非公開としている。

- ① I. 2. (3)権利関係調査
- ② II. 2. 基本計画の策定
- ③ III. 建物整備計画の検討
- ④ IV. 換地設計のシミュレーション
- ⑤ V. 実現のための方策検討
- ⑥ 資料1. 従前資産の算出
- ⑦ 資料2. 補償費の算出
- ⑧ 資料3. 概算事業費の算出

ウ 実施機関が非公開としたイの部分には、地権者等の土地及び建物の権利関係に関する情報のほか、共同建物の建築に係る具体的な整備計画、建物の共同化を前提とした換地設計のシミュレーション及び計画を実現するための方策に係る情報に加え、所有者ごとの従前資産の価格及び補償費並びに計画の概算事業費を算出した情報が記録されている。

エ 本件事業は、平成9年11月17日に都市計画の決定が、平成11年10月28日に事業計画の決定がなされ、現在は、公共用地に充当して減歩率を緩和するための用地の先行取得（以下「用地の先行取得」という。）が行われていることが認められる。

オ 実施機関は、本件委託業務に係る対象地区及び地権者等は、市が任意に設定したものであり、本件報告書の公開された部分から明らかとなる対象地区についても、図面上におおよその位置関係を示したものにすぎず、また、当該地権者等が本件の建物共同化の事業に参加するとは限らない旨を主張している。

カ また、実施機関の説明によれば、本件委託業務に係る対象地区において、現在、本件事業の施行に関して、一部の地権者等による勉強会が実施されており、建物共同化の事業の可否、その対象地区の範囲など、様々な検討が行われている段階である。

キ そして、(1)アで述べた本件委託業務の内容を勘案すれば、本件報告書は、実施機関が主張するとおり、あくまでも市内部の検討資料であって、地権者等の意向を反映したものではなく、今後、地権者等の協議・調整の結果によって、その内容が大きく変更される可能性が高い仮定の情報であることが認められる。

ク 以上のことを勘案すれば、本件事業が用地の先行取得が行われている状況であり、一部の地権者等による勉強会が実施されている段階において、イの部分を公開することは、その情報が流通する過程において、あたかも確定した情報であるかのごとく取り扱われるおそれがあり、ひいては、地権者等を始めとする地域住民に対し、不当に誤解と混乱を与えることは十分に考えられるところである。

ケ また、現時点において、特定の対象地区及び地権者等に係る共同建物の建築に関する具体的な整備計画等が明らかになれば、将来の利害を見越した土地及び建物の取引を誘発することにもなりかねず、その結果、特定の者に不当に利益を与え、又は不利益を及ぼすおそれがあるとも考えられる。

コ なお、福岡市が施行者である本件事業に関する計画等については、事業の進行過程の各段階において実施された調査や決定された案等は、積極的に情報を公開していくべきであるが、本件報告書は、本件事業の施行地区の中でも、特定の地区及び地権者等のみを対象として、換地処分後（本件事業の施行後）の土地の利用計画の一案を想定したにすぎないものであって、その意味において、本件事業の進行過程において策定された計画等に関する情報とは取扱いを異にせざるを得ないところである。

サ したがって、イの部分について、第4号に該当するとして非公開とした実施機関の決定は、妥当である。

(5) 本件報告書の条例第7条第1号（個人情報）及び第5号（行政運営情報）該当性について

ア 実施機関は、本件報告書のうち、Ⅰ. 2. (3)権利関係調査、Ⅲ. 2 従前資産の概算（コンサルタントの推計値）及びⅣ. 換地設計のシミュレーションの部分については第1号にも該当し、資料1. 従前資産の算出及び資料2. 補償費の算出の部分については第1号及び条例第7条第5号（以下「第5号」という。）にも該当する旨を主張している。

イ しかしながら、これらの部分については、(4)で述べたとおり、第4号に基づき非公開とすることが妥当であると認められることから、第1号及び第5号の該当性については、当審査会において重ねて判断しないものとする。

以上により、本件決定について、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

## 5 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成15年 5 月15日	実施機関からの諮問
平成15年 6 月20日	実施機関が弁明意見書を提出
平成15年 9 月25日	異議申立人が反論意見書を提出
平成16年 1 月26日(第1回審査会部会)	審議
平成16年 2 月12日(第2回審査会部会)	実施機関からの口頭意見聴取及び審議
平成16年 3 月11日(第4回審査会部会)	審議
平成16年 4 月 8 日(第6回審査会部会)	審議

## 6 答申に関与した委員

吉野正，白杵昭子，多田利隆，福山道義